

会議等速報

件名	令和3年度第2回子どもの未来応援条例（仮称）の制定に関する検討委員会	作成課	こども未来局 こども福祉課
日時	令和3年11月4日（木） 10時00分～12時00分		
場所	鹿児島市国際交流センター2階 研修室2		
出席者	子どもの未来応援条例（仮称）の制定に関する検討委員会委員 10人 オブザーバー（子どもの未来応援ワークショップ受託業者）		
市出席者	こども未来局長、こども未来局次長、こども福祉課長		
会次第	<p>○協議</p> <p>(1) 庁内意識調査について</p> <p>(2) 関係者等アンケートについて</p> <p>(3) 鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の検討について</p>		
主な内容等	<p>(○委員 ●事務局)</p> <p>(1) 庁内意識調査について</p> <p>○ 属性による回答の差というのは、社会一般にも通じる傾向だと思う。</p> <p>○ 職員でこの結果だと、市民ではより意識が低いと思われる。 差別や虐待・教育については、子どもの権利と関連して認識が高いというより、例えば差別禁止や児童虐待防止、義務教育などの他の法律や取組によって認識されている結果だと思う。条約自体の認知度は低いと思う。</p> <p>○ 大人社会であれば権利と義務は当然だが、子どもは絶対的に守られる立場であるべきなのに、権利を主張するには義務が伴うと考える人が一定数いることが気になる。</p> <p>○ 市の条例で、しかもその基礎的資料となる調査で、50.3%の回答率というのは低いのではないか。</p> <p>○ 家庭に対し、なかなか踏み込めない部分もあるので、市職員が苦勞していることも分かった。</p> <p>(2) 関係者等アンケートについて</p> <p>○ 夏休みのワークショップは高校生も対象にしていたはず。スタートが保育園なので、切れ目ない支援と言うからには、高校も対象にしてほしい。</p> <p>(3) 鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の検討について（1～4）</p> <p>○ 子どもの定義については、どのように考えるか。</p> <p>○ 条約や児童福祉法では18歳未満となっており、今後民法も改正される。現時点では20歳だが、今度からは18歳になる。年度末までにしているのは、高校生を意識していると思うので、個人的には年度末までが良いと思う。</p> <p>○ 条例がある事で、市の施策の対象年齢が広がるのであれば、年度末までで賛成である。</p> <p>● 他都市で同様の条例を作っているところは、民法の改正の動きがある前に作られたものばかりであり、今後、他都市の動きも見ていく。</p> <p>○ 実態と理念とのギャップが出てくることがあると思う。あえて、年齢を書く必要があるのか。</p> <p>● 悩ましいところであるが、何かしら示さないといけないと考えている。</p> <p>○ 年齢で区切るデメリットもある。国際的な子どもの権利委員会が出しているハンドブックによると、大人と子どもの境を作るのに、年齢ではなく理解力で判</p>		

断することもあるようである。

- 定義については、あえて示さないといけないと思う。年齢で区切るのか、年度末で区切るのかは、今後の盛り込む内容によって変わってくると思うが、対象を示さないと、市民が見た時に分からなくなり、かえって余計な議論が起きるのではないかと思う。